令和８年大和市農業委員会第８回総会議事録

令和８年８月１９日（水）午前１０時開会

大和市役所５階　全員協議会室

１．本日の出席委員

１番 髙 橋　　守 委員	１０番 荻 窪　　登 委員
２番 大 沼　茂 樹 委員	１１番 池 田　俊一郎委員
３番 眞 壁　浩 二 委員	１２番 木 村　賢 一 委員
６番 渡 邉　みどり委員	１５番 長谷川 慶太郎委員
７番 富 澤　克 司 委員	１６番 関 水　好 美 委員
８番 田 邊　義 之 委員	

２．本日の欠席委員

４番 遠 藤　一 直 委員	１４番 保 田　雄 一 委員
１３番 古谷田 和 子 委員	

３．農業委員会事務局職員出席者

事務局長	石井　一郎
次長	山本　春美
主査	冨田　規裕
主査	近田　拓朗

４．本日の議事日程

日程第１　議事録署名委員の指名

日程第２　諸報告

日程第３　報告第２５号　農地法第３条の３の規定による届出について

日程第４　報告第２６号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について

日程第５　報告第２７号　農地法第５条第１項第６号の規定による所有権移転の届出について

日程第６　報告第２８号　農地法第５条第１項第６号の規定による一時賃借権設定の届出について

日程第７　議案第１４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について

日程第８　議案第１５号　農地利用集積等促進計画の要請について

日程第９　議案第１６号　都市農地の貸借の円滑化に関する法律第１１条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による承認申請について

５．本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第２５号　農地法第３条の３の規定による届出について

報告第２６号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について

報告第２７号　農地法第５条第１項第６号の規定による所有権移転の届出について

報告第２８号　農地法第５条第１項第６号の規定による一時賃借権設定の届出について

議案第１４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第１５号　農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第１６号　都市農地の貸借の円滑化に関する法律第１１条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による承認申請について

午前１０時００分　開会

○議長　　ただいまの出席委員は１１人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和８年８月大和市農業委員会第８回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長　　日程第１、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、２番、大沼茂樹委員、６番、渡邉みどり委員を指名いたします。

○議長　　日程第２、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　　それでは、総会資料１ページをごらんください。

７月２８日、第１回大和市都市計画審議会が開催され、遠藤職務代理が出席されました。

８月８日、大和市地場農産物消費拡大推進協議会のさつまいも栽培体験教室が開催され、眞壁会長、遠藤職務代理が出席されました。

次に、県許可等の状況でございます。

令和８年第５回総会、議案第１１号、上和田における建売住宅の道路につきまして、令和８年６月１９日付で県知事許可となっております。

２ページ目をごらんください。令和８年第６回総会、議案第１２号、上草柳における資材置場及び駐車場につきまして、令和８年７月２４日付で県知事許可となっております。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長　　事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等は何かございますでしょうか。

（発言者なし）

○議長　　遠藤職務代理が本日は欠席でございますので、私から、８月８日の第２回さつまいも栽培体験について報告させていただきます。今回は２回目の開催であり、つる返しという教室でございました。市長も参加いただいているのですが、スイカ割り大会があったということで、子どもたちも良い天気の中、楽しく過ご

したということでございます。

私からは以上でございます。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　　日程第３、報告第２５号、農地法第３条の３の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　　それでは、報告第２５号についてご説明いたします。

議案書の１ページの３件がありました。いずれも相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

説明は以上です。

○議長　　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

田邊委員。

○田邊委員　　１点だけ、受付番号１番と２番の土地の所在地で、この後の議案第１４号にも出てきているのですが、一部借手の方がいらっしゃると思うのですけれども、今後継続できる見込みがあるかどうかだけ教えていただけるとありがたいです。

○議長　　事務局。

○事務局　　受付番号１番につきましては、一応更新の意向ではございます。

２番につきましても、賃貸借権の設定を行っておりますので、そのまま継続する予定でございます。

○議長　　田邊委員。

○田邊委員　　どうもありがとうございました。

○議長　　そのほかございますでしょうか。

（発言者なし）

○議長　　それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　　日程第４、報告第２６号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、日程第５、報告第２７号、農地法第５条第１項第６号の規定による所有権

移転の届出について、日程第６、報告第２８号、農地法第５条第１項第６号の規定による一時賃借権設定の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、ご説明いたします。

報告第２６号については議案書２ページの６件が、報告第２７号については議案書３ページの７件が、報告第２８号については議案書４ページの２件がございました。案内図は総会資料の４から８ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

木村委員。

○木村委員　２ページの報告第２６号の２番については、現状エネオスのガソリンスタンドだと思います。そして、６番については、新しい共同住宅ができたのだと思います。全て登記地目の変更という届けということでよろしいのでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　２番と６番については、基本的には地目変更のための届出になっております。

○議長　木村委員。

○木村委員　５番についてですけれども、これも畑で地目変更がされると思うのですが、現在、木造平屋１棟が空き家となっていますが、登記地目変更ということは、近々建て替えということが考えられているのでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　こちらについては、地目変更後、建て替えをするとかしないとかという話は伺っておりません。

○議長　そのほかございますでしょうか。木村委員。

○木村委員　４ページの、報告第２８号の１、２番ですが、これの転用目的については鉄板敷の通路ということで、２年３カ月の期間を一時貸借設定されているわけですけれども、この通路は何に使われる予定なのか、２年３カ月使用後は畑に

戻すのか、もし確認できていれば教えていただきたいと思います。

○議長　　事務局。

○事務局　　総会資料の８ページの地図がございますけれども、２番の左側にアパートがあって、その左側に少し見えている土地があるのですが、ここの土地を開発するために大型車を入れることが必要になりまして、そのための通路にここの部分を広げて使うということになります。工事が終わりましたら農地に戻すと、原状復帰するということで一時転用となっております。

以上です。

○議長　　木村委員。

○木村委員　　この２１５㎡、２５３㎡は、使用後は元に戻すということですか。

○議長　　事務局。

○事務局　　そのとおりです。一時転用ですので、原状復帰の報告書も提出していただくことになっております。

○議長　　ほかございますでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員　　資料の８ページの図面を見ますと、真ん中のところがちょうど抜けているのですが、ここだけは通路が狭いままの状態でその工事を行うのでしょうか。これはすれ違いのためにつくっているのか、なぜ抜けているのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　こちらの抜けているところは、既に転用が届出されていて、現在、集合住宅の建築中になっています。もともとここは２．５ｍとか３ｍぐらいの細い道なのですけれども、この集合住宅の前だけは４ｍになっているので、そのままということになります。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　ありがとうございます。

○議長　　そのほかございますでしょうか。

よろしいですか。

（発言者なし）

○議長　　それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　　日程第７、議案第１４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　　それでは、議案第１４号についてご説明いたします。更新の案件でございます。議案書５ページ、資料は１０から１１ページになります。

大和市長から、令和８年８月４日付で農用地利用集積等促進計画案について諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は２３０㎡です。借人の住所、氏名、貸人の住所、氏名は議案書記載のとおりです。令和８年１１月１日から令和９年１０月３１日までの１年間、使用貸借権を設定して露地野菜の栽培を行う計画です。借人は軽トラックなど農機具を所有し現在６，０８５㎡を経営しています。農業経営者１名、農業従事者２名、農業補助者３名で農業経営を行っております。

令和８年８月６日に、富澤委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、借人の経営状態、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしており、特に問題はないと考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　　事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

富澤委員、お願いします。

○富澤委員　　８月６日に事務局と現地に赴き、借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されていました。貸し付けることに問題ないと思います。

写真を見る限り少し草が出ているのですけれども、当時現地で草刈りをしていましたので、確認いたしました。

以上です。

○議長　　ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員　　更新ということですけれども、契約期間が１年ということですが、例えば３年とか５年とかという話があったけれども１年になったのか、最初から１年の話だったのか、どうなのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　こちらにつきましては、現在、借主の方が貸主の方に該当地につきまして購入できないかという交渉を行っておりますので、今回は１年という契約になっております。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　もし購入という話があった場合には、この契約期間が終了後になるのですか、それとも、契約期間中でも購入という形で話ができるのでしょうか。参考までにお聞かせいただければと思います。

○事務局　　事務局。

○事務局　　実際どうするかまでは聞いていないのですけれども、よくあるパターンでは、１年を切っているので、契約終了後に所有権移転するという形で、３条許可申請等がもしこの交渉がうまくいけば、これから出てくる形になるかと思います。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　ありがとうございます。

○議長　　そのほかございますでしょうか。

（発言者なし）

○議長　　それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第１４号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についてを採決いたします。

諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長　　挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

○議長　　続きまして、日程第８、議案第１５号、農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題に供します。

なお、農業委員会等に関する法律第３１条、議事参与の制限によりまして、

「委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事の参与することができない」となっております。よって、質疑及び採決については、該当者に退室していただきます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、議案第１５号についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書６ページ、資料は１２から１３ページになります。

使用貸借権を設定する土地の面積は１，０６６㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和８年１１月１日から令和１８年１０月３１日までの１０年間、使用貸借権を設定し水稲を栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、農業経営者１名、農業専従者１名で農業経営を行います。借人の代表は、現在別の法人で当該農地を借りて耕作を行っており、１１月からは新法人として耕作を行うことになります。

令和８年８月６日に富澤委員と事務局で現地に赴き、借人及び貸人に聞き取りを行いました。

以上の契約の内容は、借人の経営状態、従事日数など農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしており、特に問題はないと考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。

富澤委員、お願いします。

○富澤委員　８月６日に事務局と現地に赴き、借人及び貸人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。

以上です。

○議長　地元委員による説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

〔暫時休憩・荻窪委員退室〕

○議長　再開します。

これより質疑に入ります。質疑、意見はございますでしょうか。

木村委員。

○木村委員　これも確認になりますけれども、これは水田の貸し借りということなのですが、借人の現在の状況は、田んぼ自体はご自分のところを含めて初めて借りてやるということなのでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　今借りている農地について借人の方が耕作を行っております。今回ゼロになっているのは、新規の法人を立ち上げて、そちらの新規の法人が借りる形になるのでゼロとなっている形でございまして、既に別の法人で田んぼの耕作は行っております。

○議長　そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

（発言者なし）

○議長　それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第１５号、農用地利用集積等促進計画の要請について採決いたします。

原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長　挙手全員であります。よって、本件は、原案どおり決定いたしました。

暫時休憩します。

〔暫時休憩・荻窪委員入室〕

○議長　再開します。

日程第９、議案第１６号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第１１条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による承認申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　議案第１６号についてご説明いたします。

令和８年８月４日付で申請を受けています。議案書は７ページ、資料は１４、１５ページになります。新規の承認申請です。承認を受けようとする土地、申請人、申請地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。

なお、今回承認を求める農園の１区画の面積は１５㎡で、全４８区画です。

地元の遠藤委員と事務局で現地等の状況を調査しました。

以上の承認申請の内容は、当該農地が周辺との関係等適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであるなど、準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条第３項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長　　事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より説明をお願いするところではございますけれども、本日欠席のため、事務局に説明をお願いいたします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　　８月６日に事務局と現地へ赴き、申請人とお会いし確認をいたしました。現地は管理されており、市民農園として利用することに問題ないと思われます。

○議長　　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員　　資料の１４ページの図面を見ますと、整形されてはいない形での賃貸借になっているのですけれども、これは何か事情があってこのような形の賃貸借になっているのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　形については確認していないので想像になるのですけれども、果樹などはできるだけ抜いたりするのを避けて畑の面積をとることを考えたときの形が、このような形になるのではないかと思います。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　３，８２０㎡のうちの１，２９８㎡が網かけの部分、残りのところがこの西側の白地のところだと思うのですけれども、こちらのほうは継続して耕作していくという認識でよろしいのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　左側の貸し出さないところにつきましては、果樹が植わっており、土地所有

者が今後もしっかりと管理、耕作していくということを確認しております。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　このたび申請人がこれからこちらを利用していくという形だと思うのですけれども、内容を見ますと、市民農園のような形で貸していくようですが、道具や設備等施設はどのようにしていくのでしょうか。この網かけの部分に設置できないとは思うのですが、その取り扱いはどのようにされていくのか、お答えできる範囲でお願いいたします。

○議長　　事務局。

○事務局　　申請人から提出されている事業計画ですと、雨水をためる貯水タンクや、４本の柱と屋根だけの簡易な休憩場所みたいなものを設置する予定であると聞いております。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　利用される方、事業者の方の車とか自転車はどちらに置かれるのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　車につきましては、こちらの全体農地の西のちょうど左下のところに駐車場のマークがあるのですけれども、そちらの３台のところを使用できるようになっていると聞いております。車の方はこちらに停めて、土地所有者の許可を受けていますので、借りていない果樹のところの道を通って斜線部分のところに行く形にはなります。自転車につきましては、東側の道路から入りまして、その入口付近に、土のままですが停められるような形になると聞いております。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　利用者の方のトイレ等に関してはどういう扱いなのか、お伺いしているでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　トイレにつきましては、申請人は仮設のトイレを置けるかどうか考えているといった話ですけれども、現段階で提出された事業計画では、特にトイレの設置等は含まれておりません。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　１５㎡で４８区画ということで、計算しますと全部で７２０㎡になるわけですが、登記面積を見ますと、契約を結ぶのが１，２９８㎡、残りの５７８㎡はどのように利用されるのですか。

○議長　　事務局。

○事務局　　ほかの部分につきましては、通路や、貯水タンク、休憩施設などの共用部分に当たります。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　ありがとうございます。

○議長　　そのほかございますでしょうか。田邊委員。

○田邊委員　　共用部分の管理については、申請人が責任を持って管理するということでよろしいですか。

○議長　　事務局。

○事務局　　はい、そのとおりでございます。

○議長　　田邊委員。

○田邊委員　　どうもありがとうございます。

○議長　　木村委員。

○木村委員　　１５㎡、４８区画を貸付期間が１年とありますが、この１年というのは、市民農園をやる方と借受人との期間が１年ということでよろしいのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　はい、そのとおりで、今回の市民農園の開設者と市民農園の利用者の契約期間が１年という形になります。

○議長　　木村委員。

○木村委員　　所有者と借受人の契約は今回、何年契約となっているのですか。

○議長　　事務局。

○事務局　　本来の土地所有者と市民農園開設者の間の契約は３年間と聞いております。

○議長　　木村委員。

○木村委員　　私も農業委員という立場上、また農家という立場上、ぜひこういうケースが、将来とも大和市の農地が維持できますように期待して、この貸し借りが成功するように期待したいと思います。

○議長　　田邊委員。

○田邊委員　　資料１４ページを見ると一団の土地の中で斜線部分を市民農園として活用するみたいですが、こちらは測量をするのか、または目分量でやるのでしょうか。境目は重要になると思いますが、そちらはどのように考えているか、わかったら教えてもらえればと思います。

○議長　　事務局。

○事務局　　申し訳ないですけれども、境界についてどうするかまでは確認が取れていない形でございます。

○議長　　田邊委員。

○田邊委員　　今回面積が大きいので、この面積を目分量ではやれないと思いますので、そこを確認してほしかったと思います。

　測量を入れたら明確な面積が確定できますが、測量を入れない限りこの面積は変わるかもしれないですね。今回３，８２０㎡のうちの１，２９８㎡が貸付け面積になっていますが。この１，２９８㎡が変わるということもあり得るということでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　今回の協定書等は１，２９８㎡ということで作られておりますので、こちらの面積で行うことになると思います。

○議長　　田邊委員。

○田邊委員　　次回このような大きな面積の案件の時は、せめて測量するかどうかの確認をしていただければと思います。

　あと、今回みたいに一団の土地の一部を市民農園として運用するのであれば、その境目も確認していただければと思います。次回以降でいいので、同じような案件であれば注意していただければと思います。

　以上です。

○議長　　そのほかございますでしょうか。

（発言者なし）

○議長　　それでは、質疑を終結いたします。

　これより採決してまいります。

議案第１６号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第１１条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による承認申請についてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長　　挙手全員であります。よって、議案第１６号は、承認することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和８年８月大和市農業委員会第８回総会を閉会いたします。

午前１１時１５分　閉会